

豊田市福祉有償運送運営協議会審査運用基準(案)

(豊田市福祉有償運送ガイドライン)

平成17年 月 日

豊田市福祉・過疎地有償運送運営協議会

豊田市福祉有償運送運用基準（豊田市ガイドライン）

1 運送主体

- (1) 次に掲げるような非営利法人であること。
- ・社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号））
 - ・商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号））
 - ・商工会（商工会法（昭和35年法律第89号））
 - ・医療法人（医療法（昭和23年法律第205号））
 - ・公益法人（民法（明治29年法律第89号））
 - ・NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号））
 - ・その他 公益法人格を有するもの
- (2) 福祉有償運送が法人の目的の範囲内であること。（理事会等で認定され、法人の定款等に事業を行うことが記載されていること。）

2 運送の対象

福祉有償運送を行う運送の対象となる者は、以下に該当する者及びその付添人（介助者）であること。

- (1) 事前に法人の福祉有償運送利用会員として登録してあること。（乗車するその場で会員に登録するようなケースは認められない。）ただし、会員の付添人の登録は不要である。なお、福祉有償運送利用会員である旨を記載した会員証（任意様式）を作成・発行し、会員は福祉有償運送を利用する際には常時携帯すること。
- (2) 会員として登録してある者が次の要件のいずれかに該当し、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であること。
- ① 介護保険法第7条3項にいう「要介護者」及び同第4号にいう「要支援者」
 - ② 身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」
 - ③ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、知的障害、精神障害等で単独の移動が困難な者。
- (3) 短期間で治癒が予想される怪我、障害を持たない妊産婦、乳幼児、単なる高齢者などは運送の対象にならない。

(4)「単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者」とは、乗降時及び移動中に何らかの介助・見守り等が常時必要となる者などであり、運賃等のサービス面において公共交通機関の利用が困難であるという理由は該当しない。

3 運送の形態（発着地）

運送の発地又は着地のいずれかが豊田市の区域内にあることを要するものとする。

4 使用車両

(1) 使用車両は、車椅子もしくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップ等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車（以下、「福祉車両」という。）であること。

(2) 福祉車両ではない一般的な乗用車（以下、「セダン型車両」という。）による福祉有償運送を実施する場合は、会員登録簿にケア内容等を記載し、「ケアを主体とするサービスに連続して輸送が発生し、ケアの性質から一般のタクシー等による輸送が困難であるため、当該運送主体による輸送が必要である」事実を明確にすること。

(3) 使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを原則とする。ただし、ボランティア運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは下記の事項に適合することを要するものとする。

- ① 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ② 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ③ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭にされていること。

(4) 外部から見やすいように使用車両の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨の表示をしてあること。表示方法は次のとおりとする。

- ① 氏名、名称又は記号
- ② 「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
- ③ 文字はステッカー、マグネットシール又はペンキ等による横書きとし、自動車両側面に表示すること。また、文字の大きさは縦横50ミリ以上とする。

(4) 運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録簿番号及び初度登録年、損害賠償措置、

関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理すること。

5 運転者

普通第2種免許を有することを基本とする。ただし、豊田市の交通事情等を考慮して、次の場合にはこれによらないことができる。

- (1) 申請日前2年間運転免許停止処分を受けていないこと。
- (2) 下記のような研修・講習を修了し、十分な能力及び経験を有していること。
 - ① 県公安委員会等が実施する実車運転を伴う特定任意講習を受講した者。
 - ② 社団法人全国自動車連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者。
 - ③ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト
 - ③ 「NPO法人移動ネットあいち」が主催する会員向け研修「安全・安心運転による移動サービス講習」を修了した者。
 - ④ 国土交通省が交通エコロジー・モビリティ財団に委託して行う「運転協力者・運行管理業務講習会」を修了した者。
 - ⑤ 「NPO法人NPO事業サポートセンター」が発行する「福祉移動運営マニュアル」、「移送サービス運営マニュアル編集委員会」が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者。
 - ⑥ その他運営協議会が認めた研修を修了した者
- (3) 運営主体においては、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法違反（昭和35年法律第105号）に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記載した運転者登録簿を作成し、適切に管理すること。
- (4) 運送主体は、定期的な研修計画を作成し、運転者に文書で通知し積極的に研修を受講させること。

6 損害賠償措置

- (1) 運送主体が所有し、使用する全ての車両は、対人8,000万円、対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る。)に加入していること、又は加入する計画があること。
- (2) ボランティア運転者等から提供される自家用自動車を使用するときも、対人8,000万円、対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る。)に加入し、

保険契約者に福祉有償運送に使用することを申告して承認を得ること。

- (3) 乗降介助等、移動中以外での自己についての損害賠償措置として、上記と同等以上の補償額の全国社会福祉協議会の「福祉サービス総合保障」等に参加しておくことが望ましい。

7 運送の対価

尾張・三河地区自動認可運賃の中型車の運賃の2分の1を概ねの目安とし、運営協議の場において、概ね2分の1以下であることが確認できることを要するものとする。

8 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。上記に適合しているかの判断は、運営協議会における議論を踏まえて判断されるが、具体的に検討する点は以下のとおりである。

- (1) 運送主体において、運行管理に係る責任者が選任されており組織体制が整っていること、点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされていること。また、運転者・利用者の氏名、付添人の有無、使用車両、乗務の日時、乗車・降車場所、走行距離等を記載した乗務運行記録（任意様式）を作成し、適切に管理すること。
- (2) 会員（運送対象者）の氏名及び移動制約者であることの実態、ケア内容、その他必要事項を記載した会員登録簿を作成し、適切に管理してあること。
- (3) 運転者が自家用自動車を提供し、運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接出向く場合にあっては、電話等により運行管理に関する事項について指示、伝達、報告が確実に実施できる体制が整っていること。
- (4) 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。整備については、日常点検（ブレーキペダル、駐車ブレーキ、エンジンのかかり、低速・加速の状態、ウォッシュ液の量・噴射状態、ワイパー、ブレーキ液・バッテリー液・エンジンオイル等の量、ランプ類の点灯、タイヤの状態など）、及び法定点検（12ヶ月点検、車検）を実施し、記録簿（任意様式）を作成して管理すること。
- (5) 事故発生時、苦情対応に係る体制が整備されており、運送主体の責任者及び連絡先が利用者に対して明瞭にされていること。

(6) 運送主体において、事故防止、安全確保について必要な研修等を行う計画があること。

(7) 使用する自動車の形式、自動車登録番号、初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備、装置等必要な事項を記載した自動車登録簿を作成し、適切に管理すること。

9 法令遵守

許可を受けようとする者（法人及び法人の役員）が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。また、社会福祉法、介護保険法、身体障害者福祉法等福祉関係法令、並びに非営利団体を構成する根拠法（例えば、医療法人ならば医療法、NPO法人ならば特定非営利活動促進法）に違反することのないこと。

10 福祉有償運送許可の申請をしようとする法人（以下、「申請法人」という。）が提出する申請書類

【豊田市長宛】

- (1) 自家用自動車有償運送許可申請書の提出について（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）

【中部運輸局 愛知運輸支局長宛】

- (3) 自家用自動車有償運送許可申請書（案）（様式3）
（添付書類）

- ① 事業計画及び配置する自動車の明細等（様式4）
- ② 自動車の運行管理等の体制（様式5）
- ③ 既存の法人にあっては、次に掲げる書面
 - イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
 - ロ 役員の名簿
- ④ 有償運送事業に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（様式6）
- ⑤ 利用会員登録簿（様式7）
- ⑥ 宣誓書（様式8）
- ⑦ 運行管理責任者就任承諾書（様式9）
- ⑧ 整備管理責任者就任承諾書（様式10）
- ⑨ 運転者就任承諾書及び免許証の写（様式11）
- ⑩ 苦情処理責任者就任承諾書（様式12）
- ⑪ 事故防止、事故時、車両管理、苦情処理等に関する規定（様式13）
- ⑫ 運送の対価として收受する金額（様式14）
- ⑬ 運転者登録簿（様式15）

11 許可後において、自家用自動車有償運送許可申請書及び添付書類に記載された事項及び添付

書類に記載された事項に変更が生じた場合には、速やかに愛知運輸支局及び豊田市に届け出ることに。

12 申請の手続き

- ① 豊田市は、市内の移動制約者の移動に係る公共交通機関の状況等を把握し、移動制約者の移動に係る十分なサービスを確保するために必要な福祉有償運送実施法人を公募する。
- ② 申請法人は、必要な書類を添付して豊田市長に、自家用自動車有償運送許可申請書（案）を提出する。
- ③ 豊田市長は、上記の申請書類の内容を審査し、申請法人の福祉有償運送の実施について、運営協議会へ諮る。
- ④ 運営協議会会長は、豊田市長に対し協議結果を報告する。
- ⑤ 豊田市長は、上記の報告によって運営協議会において協議が整ったこと又は整わなかったことの報告を受けたときは、申請法人に対して文書で結果を通知するとともに、協議が整った場合においては、申請法人に対して福祉有償運送の実施を書面にて依頼する。
- ⑥ 申請法人は、申請書に上記書面を添付して、中部運輸局愛知運輸支局に自家用自動車有償運送許可申請をする。

13 更新の手続き

- ① 豊田市は、2年ごとに、市内の移動制約者の移動に係る公共交通機関の状況等を取りまとめ、福祉有償運送事業実施法人に対し、事業継続意思の確認の及び許可更新に必要な書類の提出を要請する。
- ② 書類の提出を要請された法人は、必要な書類を豊田市長に提出する。
- ③ 豊田市長は、上記書類の内容を審査し、当該法人の許可更新について運営協議会に諮る。
- ④ 運営協議会会長は、豊田市長に対し協議結果を報告する。
- ⑤ 豊田市長は、上記の報告によって運営協議会において協議が整ったこと又は整わなかったことの報告を受けたときは、申請法人に対して文書で結果を通知するとともに、協議が整った場合においては、申請法人に対して福祉有償運送の継続を書面にて依頼する。
- ⑥ 法人は、許可更新に必要な書類に上記書面を添付して、中部運輸局愛知運輸支局に更新を申請する。